

「マイホームプランワイド」借入申込書

私たち申込者および連帯保証人予定者(以下、「申込者等」という)は、別紙「借入条件」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」をよく読み同意のうえ、申込みをいたします。
 ※お申込み後、貴社の規定により、融資金額等の変更、または借入れができないことがあっても何ら異議はありません。※また、契約不成立時に申込書等が返却されないことに異議はありません。

※下記項目はお申込者をご記入ください。

お申込日 年 月 日

お申込者	フリガナ			押印欄(捺印)	印	性	① 男	生年月日	昭和・平成(満)	歳)
	お名前					別	② 女	年	月	日
	フリガナ			自宅電話番号						
	ご住所	□□□□-□□□□		携帯電話番号						
	E-mailアドレス									
	現在のお住まい	① アパート ② 借家 ③ 寮・社宅・官舎 ④ 賃貸マンション ⑤ 公営住宅 ⑥ 戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦ 戸建・分譲マンション(自己所有)					居住年数	年	ヶ月	
ご家族	家計を共にする家族(ご本人および別居家族を含む)	人数	① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人以上	家族構成	① 配偶者無・子供無 ② 配偶者無・子供有 ③ 配偶者有・子供無 ④ 配偶者有・子供有	世帯主との同居	① 同居(本人含む) ② 別居	ご本人または配偶者の住居費用負担(家賃・住宅ローン)	① 有 ② 無	
運転免許証または運転経歴証明書	① 無 ② 有 → 「有」の場合は運転免許証または運転経歴証明書の番号をご記入ください。		運転免許証番号	運転経歴証明書番号						
健康保険の種類	① 国民健康保険 ② 社会健康保険 ③ 組合健康保険 ④ 未加入 ⑤ その他()									

お勤め先	フリガナ			雇用形態	① 正社員 ② 契約社員 ③ 一般派遣社員 ④ パート社員 ⑤ アルバイト ⑦ 自営業 ⑧ 自由業 ⑨ 公務員 ⑩ 会社役員 ⑪ その他()					
	名称または屋号				従業員数	① 5人未満 ② 5人以上 ③ 50人以上 ④ 100人以上 ⑤ 500人以上 ⑥ 1000人以上				
	電話番号			部署名						
	職種	① 経営者 ② 事務・管理職 ③ 販売・セールス・営業 ④ 技術・専門 ⑤ 労務・製造 ⑥ 接客・サービス ⑦ 運転手 ⑧ 保険業 ⑨ その他()		勤続年数	年	ヶ月	電話連絡優先順位			
	業種	① 農林水産鉱業 ② 建設業 ③ 製造業 ④ 流通業 ⑤ 不動産業 ⑥ サービス業 ⑦ 飲食業 ⑧ 運輸業 ⑨ 金融業 ⑩ 保険業 ⑪ 情報通信 ⑫ 公務員 ⑬ 教育・医療 ⑭ 出版・印刷 ⑮ 電気・ガス ⑯ その他()		自営業の方のみ	開業/設立年月	年	月	下記の項目に優先順位を1~3まで順にご記入ください。 () 自宅 () 勤務先 () 携帯		

下記項目にご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。必ず漏れないようご記入ください。

マイホームプランワイド借入希望額	お申込者の税込年収	お申込者のご利用中の他社借入金額(無担保借入)※
万円	万円	有 (件 万円) ・ 無

※ご利用中の他社借入がある場合は、裏面に内訳をご記入ください。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき以下についてご記入ください。

外国PEPs (Politically Exposed Person) に関する確認事項について

お客さまは、以下の ① または ② のいずれかに該当しますか? 「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

① 以下の「外国政府等において重要な地位を占める方」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の職員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

② 上記①に掲げる者の家族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)

「はい」に○をされた方は、上記のいずれかに該当するかその国名および(国名) 職位名を具体的に右記にご記入ください。(職位)

いいえ (はい)

返済方法	① 元利均等返済 ② ボーナス併用元利均等返済	ボーナス加算月	① 6月と12月 ② 7月と1月 ③ 8月と2月 ※ボーナス併用元利均等返済を選択の場合のみ記入	ご希望の返済期間	① 60回(5年) ② 120回(10年) ③ 300回(25年) ④ 420回(35年) ⑤ その他(回) ※1年単位
------	----------------------------	---------	---	----------	---

下記項目にご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。

フラット実行予定日 年 月 日	他社借入件数・金額					
借入希望日 年 月 日	借入先	借入金額	毎月返済額	完済予定	本商品で完済予定	
	1	万円	万円	有・無	有・無	
	2	万円	万円	有・無	有・無	
	3	万円	万円	有・無	有・無	
	4	万円	万円	有・無	有・無	
	5	万円	万円	有・無	有・無	
	合計	件	万円	万円		

※借入希望額は、本商品契約時点で既存ローンを完済するために必要な金額が上限額となります。
※本商品で完済予定の既存ローンについては、借入残高が確認できる書類が別途必要となります。

ご希望のプランを○で囲んでください

借入希望額合計	円	資金使途	
毎月返済分元金	円	借換	円
ボーナス月返済分元金	円	借換以外	円

お申し込みの商品プラン (Aプラン) (Bプラン)

マイホームプラン借入予定額					
土地決済プラン					円
A・Bプラン					円

※「マイホームプラン(A・Bプラン)」「土地決済プラン」を同時にご希望の方は、各々の希望金額をご記入ください。(申込みは別途必要となります)

本商品の借換え対象となる債務の利率が利息制限法の上限を上回っていた場合、過去にお支払されたお利息が返還される場合がございます。詳しくはお近くの貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター(0570-051-051)、消費生活センター(全国统一電話番号：0570-064-370)などにご相談ください。

販売会社 ※仲介物件の場合は 仲介業者	名称	フリガナ	住所所在地	TEL	担当者
---------------------------	----	------	-------	-----	-----

購入物件 について	①新築・戸建 ②新築・マンション ③中古・戸建 ④中古・マンション	物件住所
--------------	--------------------------------------	------

※連帯保証人がいない場合は以下の記入は不要です。下記項目は連帯保証人予定者をご記入ください。

連帯保証人予定者	フリガナ	性 別	① 男 ② 女	生年月日	昭和・平成(満 歳) 年 月 日
	お名前	印	自宅電話番号		
	フリガナ		携帯電話番号		
	ご住所				
	ご家族	配偶者 ①有 ②無 子供 ①有()人 ②無 家族 ①同居 ②別居	健康保険の種類	①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入 ⑤その他()	
現在のお住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)	居住年数	年	ヶ月	

連帯保証人予定者お勤め先	フリガナ	雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑥自営業 ⑦自由業 ⑧公務員 ⑨会社役員 ⑩その他()
	名称 または 屋号	従業員数	①5人未満 ②5人以上 ③50人以上 ④100人以上 ⑤500人以上 ⑥1000人以上
	電話番号	部署名	
	職種	勤続年数	年 ヶ月
	業種	自営業の方のみ	開業/設立年月 年 月

下記項目は連帯保証人予定者にて必ずご記入ください。漏れがある場合には受付できない場合がございます。

税込年収	万円	ご利用中の他社借入金額(無担保借入)	有(件 万円) ・ 無
------	----	--------------------	--------------

※本商品で連帯保証人予定者の既存借入を返済することはできません。

マイホームプランワイドについてのお問い合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター

0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝日)

FAX: 03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。
※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

マイホームブランド【借入条件】

第1条(借入要領および借入金の受領方法)

(1)申込者(以下「借主」といいます)は、「マイホームブランド金銭消費貸借契約書」(以下「契約証書」といいます)に記載の要領により、株式会社アプラス(以下「当社」といいます)から貸付金を借り受けるものとします。(以下、借主と当社との融資に係る契約を「本契約」といいます)

(2)当社は、当社所定の手続きをもって、借主の本契約の申込を承諾した場合には、借主が指定した契約証書記載の融資金振込口座に貸付金を振込む方法により融資を行うものとし、当該融資をもって本契約が成立するものとします。なお、借主は、当社が融資を行うにあたり、融資日が借主の借入希望日より遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

(3)借主は、借入希望日として、土・日、その他法令で定められた国民の祝日(以下これを「休日」といいます)を指定することはできないものとします。

第2条(利息の計算方法)

(1)本契約の貸付利率は、契約証書に記載の通りとします。

(2)利息は、1年を12ヶ月として月割りで計算し、利息後払いとし、円未満は切り捨てるものとします。

(3)毎月の返済額の利息は、毎月分元金の残高×貸付利率×1/12で計算するものとし、ボーナス月加算金額の利息は、ボーナス分加算元金の残高×貸付利率×6/12で計算するものとします。

(4)前項に関わらず、毎月の返済額に係る借入日から第1回返済日までの利息については、1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算するものとします。また、第1回目のボーナス月加算金額に係る利息については、借入日から毎月の返済額に係る第1回返済日までの期間を、1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算し、以降第1回目のボーナス加算月までの期間をボーナス分加算元金の残高×貸付利率×1/12×経過月数で計算するものとします。なお、起算日は借入日の翌日とします。

第3条(貸付利率とその基準)

貸付利率は、契約証書に定める当社所定の基準利率(以下「基準利率」といいます。)に当社が別途定める利率を加算した利率とし、基準利率の変更にもともなって引下げ、または引上げられるものとします。なお、基準利率は、当社が基準として定めた銀行における長期プライムレートとします。

第4条(貸付利率の変更及び変更後の貸付利率の適用時期)

(1)貸付利率の変更は、基準利率の変動回数にかかわらず、年2回に限るものとし、毎年4月1日、10月1日(当日が休日の場合は翌金融機関営業日)(以下「利率変更基準日」といいます。)における基準利率と、その直前の利率変更基準日における基準利率とを比較し、差が生じた場合にその差と同幅で変更するものとします。ただし、借入後最初に到来する利率変更基準日においては、契約時の基準利率と比較するものとします。

(2)前項による変更後の貸付利率の適用時期は、次のとおりとします。

4月1日に算定した貸付利率は、その年の6月の約定返済日の翌日現在における約定未償還元金から適用し、10月1日に算定した貸付利率は、その年の12月の約定返済日の翌日現在における約定未償還元金から適用します。

(3)貸付利率を変更した場合、当社は借主に対して原則として変更後の第1回約定返済日以前に、変更後の利率、返済額ならびに返済額に占める元金内入額及び利息額等の明細を文書(返済予定表)により通知するものとします。

第5条(貸付利率の変更に伴う返済額の変更)

貸付利率の変更に伴う返済額の変更は、第4条の貸付利率の変更にかかわらず、年1回に限るものとし、借入後、毎年到来する10月1日において算定した貸付利率、その適用時期における約定未償還元金、残存期間等に基づいて新しい毎月の返済額を算出するものとします。ただし、この新しい毎月の返済額は、変更前の毎月の返済額の1.25倍を限度とします。なお、この限度を超える未払利息は、第6条により支払うものとします。

第6条(未払利息の取扱い)

(1)貸付利率の変更により毎月の約定利息が毎月の返済額を超えている場合の超過額(以下、「未払利息」といいます。)の支払いは繰り延べることとします。

(2)前項の未払利息が発生した場合には、次回以降の毎月の返済額の中に含めて支払うものとし、その場合の充当順序は未払利息、約定利息、元金の順とします。また、未払利息は、発生順に順次充当するものとします。

(3)借主が繰り上げ返済をする場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日にそれを支払うものとします。

第7条(最終返済額)

最終返済額は、毎月の返済額にかかわらず、残存元金と約定利息に未払利息を加えた金額とします。

第8条(長期プライムレートが廃止された場合の取扱い)

金融情勢の変化その他相当の事由により長期プライムレートが廃止された場合には、当社は基準利率を一般に引られる程度のものに変更することができるものとし、変更後、初回における前回の比較は当社が相当と認める方法によるものとします。以降、新しく基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

第9条(約定返済日)

本契約に基づく債務の返済日(以下「約定返済日」といいます)は、契約証書に記載のとおりとし、約定返済日が休日の場合は、翌金融機関営業日を約定返済日とします。

第10条(返済方法)

借主は、貸付金額に利息を加算した金額を契約証書記載の返済方法により、約定返済日までに当社に支払うものとします。ただし、事前に当社が返済方法を指定したときは、借主はこれに従うものとします。

第11条(返済方式と返済額)

本契約の返済方式は元利均等返済方式またはボーナス併用元利均等返済方式とし、借主は、毎月の約定返済日に、毎月の返済額を返済するものとします。ただし、ボーナス併用元利均等返済方式の場合は、ボーナス加算月に、毎月の返済額にボーナス月加算金額を加えた額を返済するものとします。

第12条(返済金の充当順位)

返済金の充当順位は、費用、遅延損害金、利息、元金とします。ただし、当社が相当と認める事由が生じた場合は、当社は借主に通知することなく当社が相当と認める順位により、返済金を充当できるものとします。

第13条(期日前の全額繰上返済および一部繰上返済)

(1)借主は、返済金の支払いを遅滞なく履行している場合は、最終返済期限前に残債務の一部または全部を返済することができるものとします。ただし、借主は当社に対してその旨を事前に通知し、その承諾を受けるとします。なお、残債務の一部を返済する場合の1回あたりの返済金額は1万円単位とし、かつ最低金額は10万円とします。

(2)借主は、前項の返済を約定返済日以外の日に行う場合において、直前の約定返済日の翌日から返済日までの間の利息については、契約証書記載の貸付利率に1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算した額を支払うものとします。

第14条(費用等の負担)

(1)印紙代、公正証書作成費用等の契約締結に要する費用、訴訟等の法的措置に要する申立または送達等の債務の弁済等に要する費用等は、全て借主の負担とします。

(2)借主は、口座振替、収納事務代行機関での返済以外の方法で毎月の返済額を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。

第15条(公租公課)

借主が第14条により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課(消費税を含む)が変更されたときは、借主は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第16条(期限の利益の喪失)

(1)借主が、次のいずれかに該当したときは当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。

- 返済金の支払を1回でも遅滞したとき。
- 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
- 差押・仮差押・保全差押・仮処分申立、または滞納処分を受けたとき。

④破産・民事再生手続・特別清算・会社更生もしくはこれらに準ずる申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。

⑤第17条第4項の規定により、本契約を解除した場合

(2)借主が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。

①本契約上の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。

②その他、借主の信用状態が著しく悪化したとき。

第17条(反社会的勢力の排除)

(1)借主は、借主が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に兼任し、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者)⑨その他前各号に準ずる者

(2)借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為

(3)借主が(1)または(2)に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、借主に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、借主はこれに応じるものとします。

(4)借主が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結することまたは契約を継続することが不適切であると当社が認めた場合には、当社は、借主との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。

(5)(4)の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下、これを「損害等」といいます。)が生じた場合には、借主は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(4)の規定の適用により借主に損害等が生じた場合であっても、借主は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。

(6)(4)の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、借主が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連事項が適用されるものとします。

第18条(届出事項の変更)

(1)借主は、当社に届出した住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。ただし、当社が認めた場合には、電話での連絡、その他当社が適当と認めた方法により届け出ることができるものとします。

(2)借主は、前項の住所・氏名の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着、または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむをえない事情があるときはこの限りでないものとします。

第19条(遅延損害金)

借主は、返済金の返済を遅滞した場合、または第16条により当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合は、その翌日から完済の日に至るまで、返済すべき金額に対年20.00%の割合による遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、1年を365日(閏年の場合は年366日)とする日割計算とします。

第20条(対象商品および融資条件)

(1)本契約に基づく当社からの貸付金の使途は、借主が当社に対して別途差入れた「資金使途確認書類等」に記載の商品およびサービスの購入のためのものとします。

(2)本契約の借入は、別途借主が行う金融機関からの住宅ローンの借入と同時期に必ず実行されるものとし、本契約の借入単独では取組まないものとします。

第21条(担保)

借主は、当社が債権保全のために必要と認めるときは、当社の請求により、ただちに当社の承認する担保もしくは増担保を差入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。

第22条(報告および調査)

借主は、借主の財産・経営・業況・貸付の目的事項に関する状況等について当社から請求があったときは、ただちに当社へ報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。また、これらについて重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれのあるときは、当社からの請求の有無に関わらず、ただちに当社へ報告するものとします。

第23条(公正証書作成の義務)

借主は、当社の請求があるときには、ただちに本契約による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するために必要な手続きを行うものとします。なお、このために要した費用は借主が負担するものとします。

第24条(諸法令等への適用)

借主は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づき、申込にあたり当社に対して、犯罪収益移転防止法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類を提示、もしくは提出(写しの提出も含む)するものとします。また、借主は、本人確認書類と契約証書に記載の氏名、生年月日、住所等が相違する場合は、当社の求めに応じて追加書類を提出するものとします。

第25条(合意管轄裁判所)

借主は、本契約について紛争が生じた場合は、訴訟の如何に関わらず、借主の住所地および当社の本社・各支店・各センターの所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第26条(連帯保証)

(1)連帯保証人は、本契約の条項を承認のうえ、借主が本契約によって、当社に対して負担する一切の債務について、借主と連帯して履行するものとします。

(2)連帯保証人は、当社がその都合により担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。

(3)連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、当社と借主との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している借主の他の残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。

(4)借主は、連帯保証人またはその財産につき第16条第1項②③④に定める事由が生じた場合のほか当社が連帯保証人の信用状態が相当に悪化したと認めるときは、当社の請求により当社が相当と認める連帯保証人をたてまたは追加するものとします。

第27条(債権譲渡)

借主は、当社が将来この契約による債権を第三者に譲渡(本条において「信託を含む。’)すること及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。

〈貸金業務に係る指定紛争解決機関〉

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
2018年9月

【個人情報の取扱に関する同意条項】（全体を通じて「本条項」という）

第1条（個人情報の収集・利用の同意）

(1)借主および連帯保証人（以下「借主等」といいます）は、当社ローン契約（申込みを含む。以下「本契約」といいます。）ならびに今後の取引に係る当社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の情報（以下これを総称して「個人情報」といいます）を、保護措置を講じたうえで収集し、利用することおよび以下の当社の関連会社（以下単に「関連会社」といいます）と共同して利用することに同意します。なお、関連会社は今後の取引に関わる関連会社との取引の与信判断、与信後の管理のために個人情報を利用します。

①当社所定の申込書に借主等が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等の「属性情報」（本契約締結後に当社が借主等から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）

②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、契約額、商品名称、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等の「契約情報」

③本契約に関する支払開始後の返済残高、月々の返済状況・履歴等に関する「取引情報」

④借主等が申告した借主等の年収（世帯年収を含む）、資産、負債、当社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力判断のための情報」

【個人情報を当社と共同して利用する関連会社】

●社名：株式会社アプラスフィナンシャル

住所：大阪府浪速区湊町一丁目2番3号

●社名：株式会社アプラスパーソナルローン

住所：大阪府吹田市豊津町9番1号

（共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス）

(2)借主等は、当社が本契約を行う者が借主等に相違ないかを確認するため、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認すること（写しの入手も含む）または当社が住民票の写し等を徴取すること（本契約締結後に住所確認を行う場合を含む）に同意します。

(3)借主等は、当社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。

(4)当社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用）

(1)借主等は、当社が、当社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他当社の定款に記載されている事業における以下の目的のために、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。

①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。

②市場調査、商品開発のために利用する場合。

③書面やその他媒体（電話を含む）による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、当社の具体的な事業内容については、当社のホームページに掲載しております。

(2)借主等は、関連会社が、前項各号に定める目的のために、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。

(3)借主等は、当社が、当社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

第3条（新生銀行グループにおける共同利用）

借主等は、当社が株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます）およびそのグループ企業（ただし、当社の関連会社を除く。以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。）のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)①乃至④の個人情報（ただし、次条の個人情報情報機関から取得した個人情報を除く。）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。

①借主への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため

②借主等が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優待のご提供のため

③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため

④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため

※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

第4条（個人情報情報機関への登録・利用の同意）

(1)借主等は、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます）および加盟機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携機関」といいます）に照会し、借主等および借主等の配偶者（配偶者合算貸付契約の申込みまたは締結をし、当該契約に係る情報が登録されている配偶者に限る。以下同じ）の個人情報（加盟機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、借主等の返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

(2)借主等は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、借主等の返済能力に関する調査（与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ）の目的に限り、利用されることに同意します。

(3)加盟機関の名称・住所・問合せ電話番号は以下のとおりです。なお、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、借主等の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

①名称：株式会社シー・アイ・シー（略称CIC）

※貸金業法に基づく指定信用情報機関

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15F

電話番号：ナビダイヤル0570-666-414

URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、貸付日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および入金日、入金予定日、利用残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

(4)提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

①名称：株式会社日本信用情報機構（略称JICC）

住所：〒101-0046 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号：ナビダイヤル 0570-055-955

URL：https://www.jicc.co.jp

②名称：全国銀行個人信用情報センター（略称KSC）

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

JICCおよびKSCの加盟会員により利用される個人情報は、上記表中の「④債務の支払いを延滞等した事実」となります。なお、貸金業法で定める「個人信用情報」もJICCの加盟会員により利用されます。

第5条（個人情報の預託等の同意）

(1)借主等は、当社が事務処理（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。

(2)借主等は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

●名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目4番1号

●名称：アルファ債権回収株式会社

住所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 新宿スクエアタワー8階

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)借主等は、当社および第4条で記載する個人情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示できるよう請求することができるものとします。

①当社に開示を求める場合には、第11条に記載の窓口または各支店・各営業所、もしくは各センター等にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページに掲載しております。

②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人情報情報機関に連絡してください。②前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本条項不同意の場合の措置）

借主等は、借主等が本契約において必要な記載事項（申込書等で記載・入力すべき事項）の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社は本契約を拒否する場合がありますことに同意するものとします。

第8条（利用停止の申出）

第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を利用、提供している場合であっても、借主等が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社はそれ以降の利用を停止する措置をとるものとします。

第9条（契約が不成立の場合の同意）

借主等は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、借主等の返済能力の調査のために、加盟機関が第3条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条（条項の変更）

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条（個人情報の取扱に関する問合せ等の窓口）

個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせ先は以下のとおりです。

住所：大阪府吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂

担当部署：株式会社アプラス お客さま相談室

電話番号：ナビダイヤル0570-001-770

URL：https://www.aplus.co.jp

2018年9月